◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第394号（H29.3.24）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝9件（3月17日～3月23日分）
(1)乗合バスの車内事故①
(2)乗合バスの衝突事故①
(3)乗合バスの衝突事故②
(4)乗合バスの車内事故②
(5)法人タクシーの衝突事故①
(6)法人タクシーの死傷事故①
(7)法人タクシーの死傷事故②
(8)法人タクシーの路面電車との衝突事故
(9)法人タクシーの衝突事故②
2.行政処分の基準等が改正されました（3月21日施行）
3.準中型自動車運転免許の新設に伴う運転免許の種別の確認について
4.運送回数が約6%・運送収入が約2%増加しました!!～東京の410円タクシーの導入効果～
5.事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について
6.貸切バス事業許可の5年更新制が4月1日にスタートします
◇◇◇

交差点に進入したことにより発生した模様。

(3)乗合バスの衝突事故②
3月20日（月）午後3時26分頃、長野県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客16名を乗せ運行中、センターラインを越えて対向してきた軽自動車と衝突した。
この事故により、軽自動車の同乗者が死亡し、軽自動車の運転者が軽傷を負った。

(4)乗合バスの車内事故②
3月21日（火）午後2時42分頃、青森県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せ運行中、バス停で降車客扱い後発車した際、続いて降車しようと立ち上がった乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。
事故は、降車しようとしていた乗客に気付かず当該バスが発車したため発生した模様。

(5)法人タクシーの衝突事故①
3月17日（金）午前3時56分頃、神奈川県の自動車専用道路出口付近において、東京都に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、減速したところに後方から進行してきたトラックに追突された。
この事故により、当該タクシーが横転して乗客2名と運転者の計3名が軽傷を負った。

(6)法人タクシーの死傷事故①
3月18日（土）午前4時00分頃、神奈川県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客4名を乗せ運行中、交差点を青信号で直進したところ、赤信号で横断歩道を渡っていた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

(7)法人タクシーの死傷事故②
3月19日（日）午前0時05分頃、福岡県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、道路を横断していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
現場は、信号や横断歩道のない片側2車線の直線道路であった。

(8)法人タクシーの路面電車との衝突事故
3月21日（火）午後7時23分頃、長崎県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、路面電車と衝突した。
この事故により、路面電車の乗客1名が軽傷を負った模様。

(9)法人タクシーの衝突事故②
3月23日（木）午前5時25分頃、千葉県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、交差点を右折した際、対向車線を直進してきた二輪車と衝突した。
この事故により、二輪車の運転者が死亡した。

上記9件の死傷者数計：死亡5名、重傷2名、軽傷5名（速報値）

◇◇◇

せた結果、普通免許で中型貨物自動車を運転し、無免許運転で検挙される事案が散見されました。
準中型自動車運転免許制度が開始されることに伴い、3月12日以降に普通免許を取得した者が運転することができる自動車は、車両総重量3.5トン未満及び最大積載量2トン未満のものに限られることになりますので、運転者が取得している運転免許の年月日及び種類について運転者台帳により適切に管理するとともに、乗務前点呼時に、運転者が取得している運転免許と乗務する事業用自動車の車両総重量及び最大積載量を自動車検査証等により照合するなどにより、無免許運転とならないよう注意願います。

※　3月11日以前に取得した普通免許については、これまでどおり車両総重量5トン未満及び最大積載量3トン未満の車両を運転することができます。

◇◇◇

・貸切バスの追突事故（三重県四日市市）
○重要調査対象
・貸切バスの追突事故（静岡県浜松市）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000292.html

◇◇◇

・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆